

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

連合神奈川 会長 林 克己

横浜地域連合 議長 秋山純一

川崎地域連合 議長 齊藤恵治

相模原地域連合 議長 田中康介

特別市構想に対する現時点での受け止めと要望について

1. 持続可能な自治体運営に向け、あらゆる方策について論議を深める必要があります

人口減少を背景に、あらゆる組織やしくみの持続可能性が問われています。自治体においても自治体運営を含めた社会システムの再構築が必要であり、特別市のみならず道州制や、複数の自治体における広域連携による自治体運営など、あらゆる方策について論議を深める必要があります。また論議においては、単なる自治体間の権限や財源の配分論にとどまらず、市民サービスの向上や勤労者の福祉充実につながるという「生活者目線」での検証が不可欠です。

2. 県内における分断と対立の解消には、自治体運営のあり方論議のスキームの確立を

特別市の是非だけを議論すれば大阪都構想のように、県内に分断と対立が起きるだけです。持続可能な自治体運営のあり方論議においては、政令市以外の市町村が抱える問題（人口減少によるさらなる市町村合併の必要性など）も明らかにする中で、県内 33 市町村と県が一同に会し、持続可能な自治体運営の必要性や課題解決に向け、あらゆる方策について論議を深めるスキームを確立し、県民・市民の理解を深めるアプローチが不可欠です。

3. 特別市構想に対する県・一般市町村からの疑念や課題に対する丁寧な対応を求めます

特別市構想については、国内唯一 3 政令市を抱える神奈川県という特殊性も踏まえ、指摘された課題や懸念（県および政令市以外の市町村への弊害を避ける対応など）が解消されなければ、県民全体の理解・賛同が得られるものではないとの認識です。加えて、自治体職員や公務・公共サービス従事者の労働環境・雇用への影響や現場の業務負荷について、十分な配慮と検証が行われるべきです。現時点の構想で明らかにされていない、県・一般市町村からの疑念や課題に対する丁寧な対応を求めます。

4. 影響を受ける自治体・県民・市民が不在とならない慎重な対応を求めます

この間における大都市制度に係る法制化を振り返ると、2012 年に創設された特別区設置制度（いわゆる都構想）においては、15 年と 20 年の住民投票で否決されています。また、過日閉会した第 221 回特別国会において、「副首都構想」関連法案が可決されるも、要件が不明瞭であることや、住民投票のあり方など、課題や問題が残っているとの声が上がっています。

特別市構想においては、第 221 特別国会において国民民主党からの法案提出（継続審議扱い）に加え、第 34 次地方制度調査会で審議され、本格的な議論が始まっています。県内 30 市町村が異議を唱えることになったのも、構想に対する課題や問題が解決されないままの法制化を案じてのものであり、法制化にあたってのプロセスが重要です。特別市構想自体の審議のみならず、影響を受ける自治体・県民・市民が不在とならないためのプロセスを踏まえた慎重な対応を求めます。

以上